

第二種施設

既存特定飲食提供施設を管理する皆様へ
(客席面積100m²以下等の既存の飲食店)

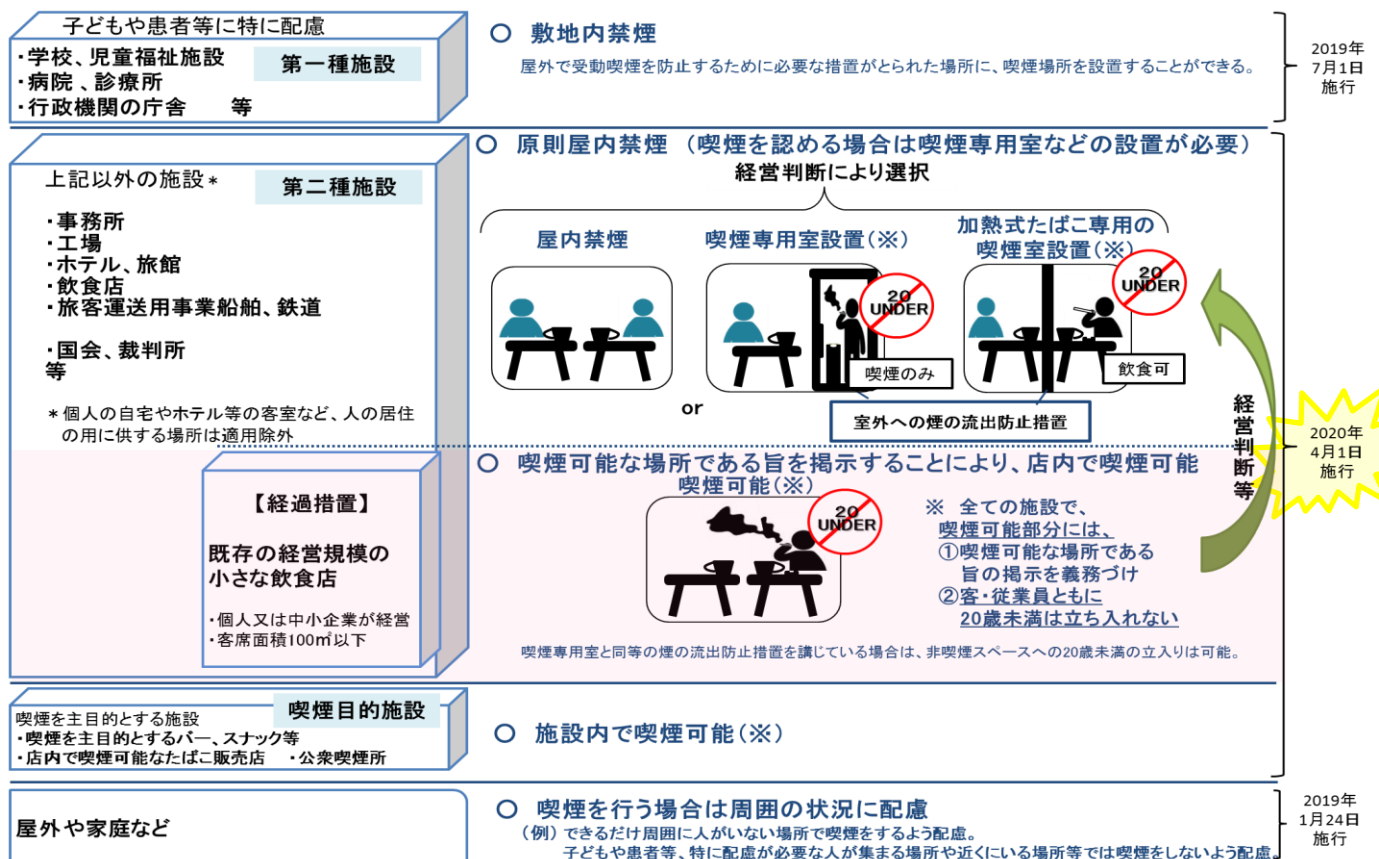
2020年4月1日から原則

屋内禁煙になります！！

改正健康増進法の概要

望まない受動喫煙を防止する目的で、健康増進法が改正されました（以下、「改正法」という）。このことで、多数の人が利用する施設の区分に応じて、施設の一部の場所を除き禁煙とするとともに、管理権原者が講ずべき措置等が定められました。

【改正法の体系】



改正法では、第二種施設は原則屋内禁煙にする必要があります。屋内で喫煙を認める場合には喫煙専用室等の設置が必要となります。ただし、経過措置として、既存の経営規模の小さな飲食店（以下、「既存特定飲食提供施設」※1）では、喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内での喫煙が可能になります。（詳しくは2ページ参照）

また、改正法において、管理権原者に対して、義務（詳しくは3ページ参照）が課されており、違反した場合の罰則（過料）規定が設けられています。

施設の「屋内」及び「屋外」とは

改正法の規制の対象となる施設の「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所については「屋外」となります。

※1 既存特定飲食提供施設とは

2020年4月1日に現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われている施設のうち、個人又は中小企業（資本金又は出資の総額5,000万円以下（※2））かつ、客席面積100m²以下の飲食店のことです。

既存特定飲食提供施設は、「屋内禁煙」とするか「喫煙可能店」とするか選択できます。

※2 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社である場合等を除きます。

店内で喫煙できるようにするためには

喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙が可能になります。

● 全ての施設で、喫煙可能部分には以下のことを守る義務があります。

① 喫煙可能な場所である旨を掲示する。

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があります。

標識例は次のとおりです。



② 客・従業員ともに20歳未満は立ち入らせない。

(注意) 喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能です。

「受動喫煙防止対策助成金」について

中小企業の事業主が、受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費を厚生労働省 熊本労働局が一部支援しています。

詳細は、厚生労働省のホームページを御参照ください。

受動喫煙防止対策助成金

検索 

「管理権原者」及び「管理者」とは

改正法においては、施設の管理権原者及び管理者（以下「管理権原者等」という。）に受動喫煙を防止するための措置を講じなければならない義務が生じます。

「管理権原者」とは、施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者であり、例えば当該義務の履行に必要な施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のことです。

また、「管理者」とは事実上、現場の管理を行っている者のことです。

改正法における義務内容



(分かりやすい標識の例)



【全ての者】

- 喫煙禁止場所における喫煙の禁止
- 紛らわしい標識の掲示禁止、標識の汚損等の禁止

【施設等の管理権原者等】

- 喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
- 喫煙可能な場所へ20歳未満（従業員を含む）の者を立ち入らせないこと 等



改正法における義務違反時の対応

義務に違反する場合は、「指導」が行われます。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて「勧告」・「命令」等が行われ、改善が見られない場合には、「罰則（過料）」が適用されます。

喫煙可能室の設置に係る管理権原者の責務（一部）

- 既存特定飲食提供施設の要件に係る書類の保存
既存特定飲食提供施設の要件に該当することを証明する書類を備え、保存する必要があります。保存しなければならない書類は次のとおりです。
 - ① 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料（例：店舗図面等）
 - ② 資本金の額又は出資の総額に係る資料（例：登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等）
- 喫煙可能室設置施設の届出
喫煙可能室を設置した喫煙可能室設置施設の管理権原者は、次に掲げる事項を喫煙可能室設置施設の所在地の都道府県知事（本県では、所在圏域管轄の各保健所。なお、熊本市所在の場合は熊本市長。以下同じ。）に届け出ること。
 - ① 喫煙可能室設置施設の名称及び所在地
 - ② 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所（法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）なお、変更及び廃止の場合も届出が必要です。

受動喫煙とは？

「受動喫煙」とは、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることです。喫煙による煙に含まれるさまざまな有害物質は、喫煙者が肺に直接吸い込む主流煙よりも、吸っていないときに立ち昇る副流煙により多く含まれます。

なぜ「受動喫煙」を防がなければいけないの？

喫煙が、あらゆるがんや脳卒中、心筋梗塞などの病気を引き起こすことは広く知られていますが、たばこを吸わない人の受動喫煙もそのリスクを高めます。

ほんのわずかな受動喫煙であっても、心臓発作のリスクが急激に増加することが明らかになり、また、受動喫煙による死亡者が年間1万5,000人にのぼることが分かっています。（厚生労働省 喫煙の健康影響に関する検討会編「喫煙と健康」から）

「加熱式たばこ」は安全なの？

「加熱式たばこ」とは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生させるものです。たばこ会社が資金提供する研究においては、有害物質が著しく軽減されると報告されていますが、有害物質の軽減が健康リスクを低減させるかどうかについては、現時点では科学的根拠はありません。

加熱式たばこによる健康被害についてはまだ明らかにされていませんが、WHO（世界保健機関）は規制対象とすべきという見解です。（厚生労働省 ホームページ掲載資料から）

相談窓口

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄地域
熊本県健康づくり推進課	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2208	熊本県(熊本市を除く)
有明保健所	865-0016	玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184	荒尾市、玉名市、玉名郡
山鹿保健所	861-0501	山鹿市山鹿465-2	0968-44-4121	山鹿市
菊池保健所	861-1331	菊池市隈府1272-10	0968-25-4156	菊池市、合志市、菊池郡
阿蘇保健所	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-24-9030	阿蘇市、阿蘇郡
御船保健所	861-3206	上益城郡御船町辺田見400	096-282-0016	上益城郡
宇城保健所	869-0532	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-1147	宇土市、宇城市、下益城郡
八代保健所	866-0811	八代市西片町1660	0965-32-6121	八代市、八代郡
水俣保健所	867-0061	水俣市八幡町2-2-13	0966-63-4104	水俣市、葦北郡
人吉保健所	868-8503	人吉市西間下町86-1	0966-22-3107	人吉市、球磨郡
天草保健所	863-0013	天草市今釜新町3530	0969-23-0172	天草市、上天草市、天草郡

※ 熊本市内の施設については、熊本市健康づくり推進課(Tel:096-361-2145)に御相談ください。

※ 本リーフレットは、2019年2月末時点での国の情報に基づき作成しています。最新の情報は、熊本県健康づくり推進課のホームページに随時掲載しますので、御参照ください。

熊本県 受動喫煙防止

検索